

堺市・泉大津市はしご付消防自動車連携・協力協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、堺市・泉大津市はしご付消防自動車連携・協力協議会規約（以下「規約」という。）第7条第7項の規定に基づき、堺市・泉大津市はしご付消防自動車連携・協力協議会（以下「協議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開等)

第2条 協議会の会議（以下単に「会議」という。）は、原則公開とする。ただし、会長は、会議を公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、公開しないことができるものとする。

(議長等の責務)

第3条 議長は、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 副会長及び委員（以下「委員等」という。）は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議録の調製等)

第4条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製する。

- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 会議に出席した委員等の氏名
 - (3) 議題及び議事の要旨
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項
- 2 前項の会議録には、会議の資料を添付する

(会議録等の公開)

第5条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開する。

(規律)

第6条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(傍聴)

第7条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し、必要な事項については、会長が別に定める。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。